

再任用職員の賃金・労働条件改善を求める署名

新型コロナウイルス感染症や相次ぐ自然災害への対応をはじめ、蔓延する長時間労働の防止、ケア労働者の処遇改善、安定雇用・均等待遇への対策、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境整備など、行政や教育現場に対するニーズや期待は高まっています。一方、職場ではいまだに定員合理化計画がすすめられるなかで、再任用職員はこれまで培ってきた知識や経験などをフルに発揮し、繁忙を極める職場を支えています。

このように再任用職員は常勤職員と同様な業務を遂行しているにもかかわらず、常勤職員と比較して処遇が著しく低く据え置かれ、雇用と年金との接続までの間、生活水準を維持するには極めて不十分な処遇となっています。例えば、国の再任用制度では、フルタイム任用を希望してもなれない場合が多く、処遇も2～3級を中心とした運用実態となっており、手当も一時金は常勤職員の約半分程度の支給月数とされ、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当などが支給されません。休暇についても、定年退職前の年次休暇を通算できず、フルタイム任用でなければ基本宿舎も貸与されないなど、多くの問題を抱えています。

2023年度から定年延長制度がスタートしますが、その際に創設されることとなっている暫定再任用制度や、定年前再任用短時間勤務制は現行の再任用制度がベースとなっています。したがって、現行の再任用制度の改善がなければ、対になっている両制度の改善もはかられません。この問題は地方自治体における再任用制度にも大きな影響を与えます。人事院は今後、定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与を検討するとしていますが、それでは遅きに失します。

定年延長にかかる国家公務員法等改正法の附帯決議では「高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること。あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること」とされています。

貴職におかれましては、これらの状況に鑑み、以下の要求を実現するよう求めます。

私たちの要求

- 再任用職員の賃金水準を大幅に引き上げること
- 再任用職員の一時金の支給月数を常勤職員と同様に引き上げること
- 再任用職員に扶養手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当など、生活関連手当等を支給すること
- 定員・定数の確保をはじめ、希望者全員のフルタイム任用を保障すること
- 定年退職前に残った年次休暇を再任用職員となっても使用できるようにすること
- 短時間再任用職員にも公務員宿舎を貸与すること

氏名	住所

※お預かりした個人情報は、政府への要請以外に使用しません

再任用職員の賃金・労働条件改善を求める署名

新型コロナウイルス感染症や相次ぐ自然災害への対応をはじめ、蔓延する長時間労働の防止、ケア労働者の処遇改善、安定雇用・均等待遇への対策、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境整備など、行政や教育現場に対するニーズや期待は高まっています。一方、職場ではいまだに定員合理化計画がすすめられるなかで、再任用職員はこれまで培ってきた知識や経験などをフルに発揮し、繁忙を極める職場を支えています。

このように再任用職員は常勤職員と同様な業務を遂行しているにもかかわらず、常勤職員と比較して処遇が著しく低く据え置かれ、雇用と年金との接続までの間、生活水準を維持するには極めて不十分な処遇となっています。例えば、国の再任用制度では、フルタイム任用を希望してもなれない場合が多く、処遇も2～3級を中心とした運用実態となっており、手当も一時金は常勤職員の約半分程度の支給月数とされ、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当などは支給されません。休暇についても、定年退職前の年次休暇を通算できず、フルタイム任用でなければ基本宿舎も貸与されないなど、多くの問題を抱えています。

2023年度から定年延長制度がスタートしますが、その際に創設されることとなっている暫定再任用制度や、定年前再任用短時間勤務制は現行の再任用制度がベースとなっています。したがって、現行の再任用制度の改善がなければ、対になっている両制度の改善もはかられません。この問題は地方自治体における再任用制度にも大きな影響を与えます。貴院は今後、定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与を検討するとしていますが、それでは遅きに失します。

定年延長にかかる国家公務員法等改正法の附帯決議では「高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること。あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること」とされています。

貴職におかれましては、これらの状況に鑑み、以下の要求を実現するよう求めます。

私たちの要求

- 再任用職員の賃金水準を大幅に引き上げること
- 再任用職員の一時金の支給月数を常勤職員と同様に引き上げること
- 再任用職員に扶養手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当など、生活関連手当等を支給すること
- 定員・定数の確保をはじめ、希望者全員のフルタイム任用を保障すること
- 定年退職前に残った年次休暇を再任用となっても使用できるようにすること

氏名	住所

※お預かりした個人情報は、人事院への要請以外に使用しません

問題だらけの再任用制度

—— これでは安心して働けない

理不尽すぎる！

仕事量は定年退職前と変わらないのに
低すぎる賃金

再任用職員になると、給与が大幅に減少します。

再任用制度のスタート当初は、60歳超職員には年金の一部が支給されていることを前提に賃金水準が決定されていました。

ところが、年金支給開始年齢が65歳まで引き上げられたにも関わらず、再任用職員の賃金は見直しされず、低い水準に抑え込まれたままです。

また、再任用職員が就いているポストを見ても、大半が定年前より下位の官職で任用されており、定年退職前の処遇との格差はさらに大きなものとなっています。

一時金は新卒以下？

扶養手当なし住居手当なし
宿舍貸与なし年休通算なし

常勤職員と同じ業務をしているにも関わらず、再任用職員の期末・勤勉手当の支給月数が常勤職員の約半分となっていることや、生活関連手当が支給されないことは、誰が見ても不合理な格差であり、早急な是正が必要です。

さらに、定年退職前の年次有給休暇を通算できないことや、フルタイム勤務でなければ原則的に宿舍が貸与されないことなども問題であり、再任用制度を実効あるものとするために抜本的な制度改善が求められています。

再任用はフルタイムが原則

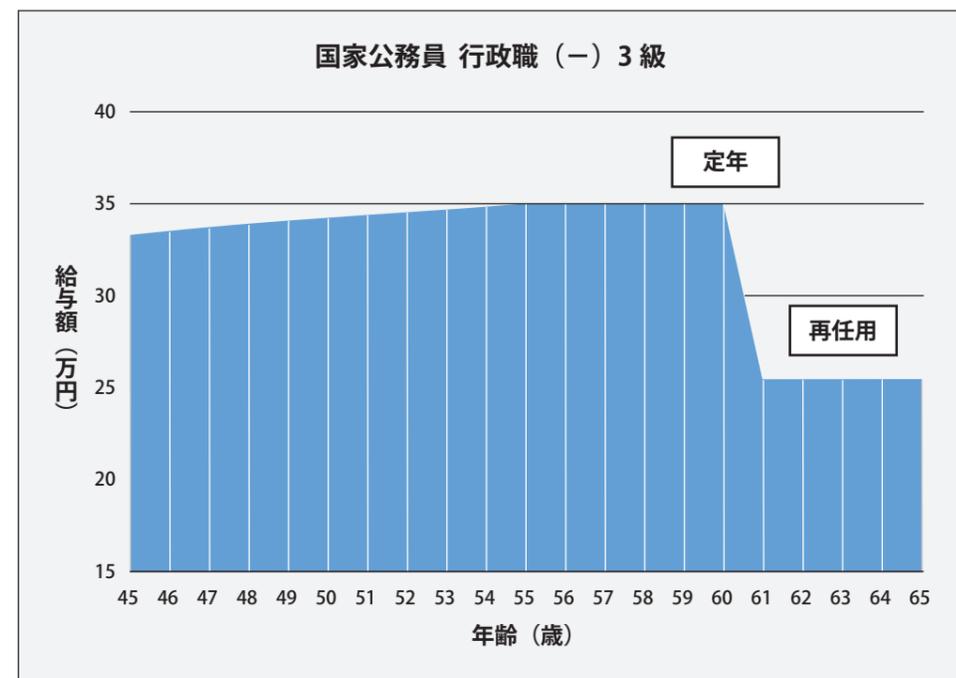
再任用職員のための定数を確保せよ！

現在の国家公務員の高齢期雇用については2013年3月の閣議決定において「当面、公的年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用する」とこととされています。

しかし現実には、行政職(一)が適用される再任用職員の場合、6割が短時間勤務で働いています。これは再任用職員のための職員定数が設けられていないため、フルタイム勤務を希望できない、もしくは希望しても短時間勤務にされてしまう実態があるからです。

民間企業では92%の再雇用労働者がフルタイムで働いているのと比べて、公務職場の特異さが際立っています。これでは「雇用と年金の確実な接続」など絵にかいた餅と言わざるをえません。

希望者全員のフルタイム再任用を保障するために、再任用職員のための定数を確実に確保するなど、定数管理の適切な見直しが行われています。



来年度から新たな再任用制度がスタート！ しかし問題点は残されたまま

23年度からの定年延長制度導入にともない、現行の再任用制度に代わって「暫定再任用制度」(定年退職日から65歳までの再任用)と「定年前再任用短時間勤務制」(退職後、短時間勤務の職に再任用)が創設されます。政府は「高齢期における多様な生活職業設計の支援」をめざすと説明していますが、その処遇は「現行の再任用制度と同様の取扱い」とされ、これまでの問題点は手つかずのままです。

さらに「定年前再任用短時間勤務」を一度選択してしまうと、フルタイム勤務への切り替えは原則不可とされており、親の介護など生活に大きな変化が多い高齢期の雇用形態としてはきわめて柔軟性に欠ける制度設計となっています。これではどうも安心して選択できる制度とはいえません。

労働組合のがんばりどきです 仲間を増やして要求前進を！

政府・人事院は定年引上げにあわせ、「給与制度のアップデート」と称して、中高年職員の給与カーブの引き下げを狙っています。これまで現場を支えてきたベテラン職員の労苦をないがしろにすると同時に、若手職員の働き続ける意欲も失わせるものであり、断じて認められません。むしろ再任用職員の処遇を人間らしい生活ができる水準に引き上げることこそが求められています。大いに学習を深めながら、給与制度の改悪反対と大幅賃上げ、そして働き続けられる職場づくりを求めて、労働組合の強化・拡大に奮闘しましょう。

支給される諸手当	支給されない諸手当
通勤手当 休日給 地域手当 (特例的に支給されるものを除く) 宿日直手当 超過勤務手当 俸給の調整額 夜勤手当 特殊勤務手当 期末・勤勉手当 単身赴任手当 広域異動手当	扶養手当 住居手当 寒冷地手当 初任給調整手当 研究員調整手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当

全労連公務部会・公務労組連絡会

自治労連、全教、国公労連、特殊法人労連、郵政ユニオン、日本医労連、福祉保育労
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 TEL03-5842-5639 FAX03-5842-5620
Email : mail@komuroso.org URL : https://komuroso.org/